

## 「災害復興住宅の確認検査手数料の減額」の見直しについて

当センターは、平成 23 年 4 月 15 日から「東日本大震災」により滅失、破損した住宅に代わるものとして「新築・増改築・移転又は大規模の修繕」を行うための確認申請手数料の免除を実施していましたが今般、更なる検討を重ね中間検査及び完了検査等の減額をも実施することといたしました。

変更の主な内容は、次のとおりです。

従来

床面積が 500 m<sup>2</sup>以下の住宅 → 確認申請手数料の全額免除（但し、計画変更・工作物・建築設備及び中間検査と完了検査の各手数料及び構造計算適合性判定該当物件を除く。）



今回

床面積が 500 m<sup>2</sup>以下の住宅 → 確認申請手数料の全額免除の他、**計画変更申請・中間検査及び完了検査の各手数料の 1/2 の額を減額実施**（但し、工作物・建築設備の各手数料と構造計算適合性判定該当物件を除く。）

実施期間

**平成 24 年 1 月 16 日から平成 24 年 3 月 31 日まで**

必要とする書類については、これまでと同じですが、当センターが定める「建築確認手数料免除申請書」が「確認検査手数料減免申込書」に変更となります。

特に今回の見直しによって、申請毎に「被災（り災）証明書」と「減免申込書」の提出が必要となりますので申請書作成と共に予め用意して下さい。（原則、申込書提出後の減免は、出来ません。）

減免適用となる住宅の手数料について（参考）

一戸建ての住宅（床面積が 100 m<sup>2</sup>を超え 200 m<sup>2</sup>以下で中間検査該当）の場合、

	手数料	減免額	減免後の手数料
確認申請	24,000 円	24,000 円	0 円
中間検査	22,000 円	11,000 円	11,000 円
完了検査	22,000 円	11,000 円	11,000 円
計	68,000 円	46,000 円	22,000 円

注）計画変更については、1/2 の額が減額となります。

## 確認検査手数料の減免の実施について

平成 23 年 3 月 11 日に発生いたしました「東日本大震災」につきまして被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

一般財団法人宮城県建築住宅センターでは、当該地震等により住宅に被災を受けられた方で、住宅の確認検査申請をされる方は、下記申込書に必要事項を記入し当センターへ提出して下さい。

### 減免額

被害により、滅失、破損した住宅に代わるものとして、新築、若しくは増改築、移転又は大規模の修繕をしようとする時は、確認申請手数料については全額免除、計画変更・中間及び完了の各手数料の 2 分の 1 の額

(但し、工作物・建築設備の各手数料と構造計算適合性判定該当物件を除く。)

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目 1-20

一般財団法人宮城県建築住宅センター

担当課 建築確認部 住宅・業務課

tel022-262-1541 fax022-213-2789

確認検査手数料減免申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 宮城県建築住宅センター 理事長 殿

申請者 住所

氏名

印

下記により、確認検査手数料の減免を申込みます。

1 建築主氏名	
2 敷地の所在	
3 減免手数料の種類	確認申請 変更申請 中間検査 完了検査
4 建築物の構造	木造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他 ( )
5 敷地の面積	m <sup>2</sup>
6 建築面積及び延面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
7 減免申込理由	東日本大震災により住宅が罹災したため ( 全壊 半壊 破損 )

..(注意) 市町村又は消防署が発行する被災証明書の写しを必ず添付して下さい。..

建築確認番号および交付年月日 H 確認建築宮城建住 号 (平成 年 月 日)

変更確認番号および交付年月日 H 変更建築宮城建住 号 (平成 年 月 日)

中間検査番号および交付年月日 H 確合建築宮城建住 号 (平成 年 月 日)

完了検査番号および交付年月日 H 確済建築宮城建住 号 (平成 年 月 日)

## 免となる手数料の額

対象となる建築物については、全ての住宅（長屋・共同住宅・併用住宅等も含む）で申請に係る床面積の合計が500㎡以下のもの

（ ）内が減免後の手数料を示す・確認申請手数料欄の右欄は、計画変更の場合を示す

床面積（A）の合計	確認申請手数料	中間検査手数料	完了検査手数料	完了検査手数料 （中間検査合格の場合）
$A \leq 30 \text{ m}^2$	9,000 円 (0円・4,500円)	13,000 円 (6,500円)	14,000 円 (7,000円)	13,000 円 (6,500円)
$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	16,000 円 (0円・8,000円)	16,000 円 (8,000円)	17,000 円 (8,500円)	16,000 円 (8,000円)
$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	24,000 円 (0円・12,000円)	22,000 円 (11,000円)	23,000 円 (11,500円)	22,000 円 (11,000円)
$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	33,000 円 (0円・16,500円)	29,000 円 (14,500円)	32,000 円 (16,000円)	31,000 円 (15,500円)

※工作物・建築設備の各手数料と構造計算適合性判定該当物件を除く。

### 問合せ先

指定確認検査機関

指定構造計算適合性判定機関

一般財団法人宮城県建築住宅センター

本部事務所 仙台市青葉区上杉1丁目1-20 ふるさとビル6F  
建築確認部 住宅・業務課 TEL022-262-1541  
FAX022-213-2789

県北事務所 大崎市古川旭四丁目3-24 大崎建設産業会館4F  
業務課 TEL0229-29-9177 FAX0229-29-9188